

## 消費税率の引き上げに伴う港湾施設使用料の改定について

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、令和元年10月1日から港湾施設の使用料を改定いたします。

使用料は、以下の表により算定した額に100分の110を乗じて得た額となります。

(一般使用)		
岸壁及び物揚場料金	(1) 基本料金	
	ア 岸壁	
	(ア) 係留24時間までごと総トン数1トンまでごとにつき	4円50銭
	(イ) 沖縄県内の運航のみに従事する船舶は、係留24時間までごと総トン数1トンまでごとにつき	3円50銭
	イ 物揚場	
	(ア) 総トン数5トン未満の船舶は、係留24時間までごとにつき	100円
	(イ) 総トン数5トン以上10トン未満の船舶は、係留24時間までごとにつき	150円
	(ウ) 総トン数10トン以上15トン未満の船舶は、係留24時間までごとにつき	170円
	(エ) 総トン数15トン以上20トン未満の船舶は、係留24時間までごとにつき	200円
	(オ) 総トン数20トン以上50トン未満の船舶は、係留24時間までごとにつき	300円
	(カ) 総トン数50トン以上100トン未満の船舶は、係留24時間までごとにつき	400円
	(キ) 総トン数100トン以上の船舶は岸壁料金を適用する。	
	(2) 割増料金	

	第 14 条第 1 項に規定する用途区分により岸壁を使用した船舶は、基本料金の 5 割以内において規則で定める額を加算する。	
上屋料金	(1) 1 級上屋	
	ア 貨物搬入の日から 15 日までは、1 日 1 平方メートルまでごとにつき	9 円
	イ 16 日以後 30 日までは、1 日 1 平方メートルまでごとにつき	18 円
	ウ 31 日以後は、1 日 1 平方メートルまでごとにつき	36 円
	(2) 2 級上屋	
	ア 貨物搬入の日から 15 日までは、1 日 1 平方メートルまでごとにつき	8 円
	イ 16 日以後 30 日までは、1 日 1 平方メートルまでごとにつき	16 円
	ウ 31 日以後は、1 日 1 平方メートルまでごとにつき	32 円
荷さばき地料金	(1) 舗装地	
	ア 貨物搬入の日から 15 日までは、1 日 1 平方メートルまでごとにつき	5 円
	イ 16 日以後 30 日までは、1 日 1 平方メートルまでごとにつき	10 円
	ウ 31 日以後は、1 日 1 平方メートルまでごとにつき	20 円
	(2) 未舗装地	
	ア 貨物搬入の日から 15 日までは、1 日 1 平方メートルまでごとにつき	4 円
	イ 16 日以後 30 日までは、1 日 1 平方メートルまでごとにつき	8 円
	ウ 31 日以後は、1 日 1 平方メートルまでごとにつき	16 円
野積場料金	(1) 舗装地	
	ア 貨物搬入の日から 15 日までは、1 日 1 平方メートルまでごとにつき	5 円

	イ 16 日以後 30 日までは、1日1平方メートルまで ごとにつき	10 円
	ウ 31 日以後は、1日1平方メートルまでごとにつ き	20 円
	(2) 未舗装地	
	ア 貨物搬入の日から 15 日までは、1日1平方メ ートルまでごとにつき	4円
	イ 16 日以後 30 日までは、1日1平方メートルまで ごとにつき	8円
	ウ 31 日以後は、1日1平方メートルまでごとにつ き	16 円
コンテナ搬送 用台車置場料 金	コンテナ搬送用台車1台 1日につき	346 円
コンテナクレ ーン料金	1基 1時間以内	42,000 円
	1時間を超える場合は、30 分までごとにつ き 21,000 円を加算する。	
電源施設料金 (使用電気料 金を含む。)	(1) 冷凍コンテナ用電源施設	
	ア 20 フィートコンテナ以下の容量の冷凍コンテナ 1個 24 時間以内	3,000 円
	24 時間を超える場合は、12 時間までごとにつ き 1,500 円を加算する。	
	イ 20 フィートコンテナを超える容量の冷凍コンテ ナ 1個 24 時間以内	5,000 円
	24 時間を超える場合は、12 時間までごとにつ き 2,500 円を加算する。	
	(2) カード式電源施設	
	1時間あたり カード1枚の換算については別に定める。	104 円
陸上電力供給 施設料金	1口 24 時間までごとにつき	1,011 円
給水施設料金	給水量1立方メートルまでごとにつき	20 円

緑地料金	(1) 運動会、集会、展示会その他営利を伴わないものを行うとき。	
	1日以内、1平方メートルまでごとにつき	下記 別表1参照
	(2) 出店、興行その他営利を伴うものを行うとき	
	1日1平方メートルまでごとにつき	24 円
	(3) 波の上緑地管理棟学習室	
	営利を伴わないものを行うとき。1時間までごとにつき	300 円
	営利を伴うものを行うとき。1時間までごとにつき	600 円
駐車場料金 (一般使用)	(1) 波の上緑地駐車場	
	大型自動車1台 1時間以内	600 円
	1時間を超える場合は、1時間までごとにつき300 円を加算する。ただし、24 時間までごとの最高限度額は 1,500 円とする。	
	(2) その他駐車場	
	普通自動車1台 1時間以内	200 円
	1時間を超える場合は、1時間までごとに 100 円を加算する。	
船揚場ウインチ料金	三重城小船溜	
	上架又は下架1回につき	1,500 円
旅客施設料金	(1) 那覇クルーズターミナル	
	ア ホール	
	1平方メートルまでごと1時間につき	20 円
	イ 多目的室	
	1平方メートルまでごと1日につき	80 円
	ウ 業としての撮影	
	1時間につき	1,100 円
(専用使用)		
物揚場料金	(1) 総トン数5トン未満の船舶は、1月につき	5,000 円
	(2) 総トン数5トン以上 10トン未満の船舶は、1月につき	6,500 円

	(3) 総トン数 10トン以上 15トン未満の船舶は、1月につき	8,000 円	
	(4) 総トン数 15トン以上 20トン未満の船舶は、1月につき	10,000 円	
上屋料金	(1) 1級上屋 1平方メートルまでごと1月につき	270 円	
	(2) 2級上屋 1平方メートルまでごと1月につき	225 円	
荷さばき地料金	(1) 舗装地 1平方メートルまでごと1月につき	140 円	
	(2) 未舗装地 1平方メートルまでごと1月につき	105 円	
野積場料金	(1) 舗装地 1平方メートルまでごと1月につき	140 円	
	(2) 未舗装地 1平方メートルまでごと1月につき	105 円	
コンテナ搬送 用台車置場料金	1平方メートルまでごと1月につき	150 円	
ふ頭用地料金	(1) 舗装地 1平方メートルまでごと1月につき	120 円	
	(2) 未舗装地 1平方メートルまでごと1月につき	69 円 24 銭	
旅客施設料金	(1) 那覇ふ頭 ア 事務室 1平方メートルまでごと1月につき	1,860 円	
	イ 店舗 1平方メートルまでごと1月につき	1,860 円	
	ウ 小荷物取扱室 1平方メートルまでごと1月につき	1,860 円	
	エ 小荷物取扱室(チッキ場) 1平方メートルまでごと1月につき	1,190 円	
	オ 自動販売機等		

	1平方メートルまでごと1月につき	1,860 円
(2) 新港ふ頭		
ア 事務室		
	1平方メートルまでごと1月につき	1,750 円
イ 店舗		
	1平方メートルまでごと1月につき	1,750 円
ウ 小荷物取扱室		
	1平方メートルまでごと1月につき	1,750 円
エ 自動販売機等		
	1平方メートルまでごと1月につき	1,750 円
(3) 泊ふ頭		
ア 事務室		
	1平方メートルまでごと1月につき	630 円
イ 店舗		
	1平方メートルまでごと1月につき	630 円
ウ 小荷物取扱室		
	1平方メートルまでごと1月につき	630 円
エ 自動販売機等		
	1平方メートルまでごと1月につき	630 円
(4) 那覇クルーズターミナル		
ア 事務室		
	1平方メートルまでごと1月につき	2,400 円
イ 倉庫		
	1平方メートルまでごと1月につき	1,200 円
ウ 広告(壁面)		
	1平方メートルまでごと1月につき	1,200 円
エ 広告(床)		
	1平方メートルまでごと1月につき	2,600 円
オ 小荷物取扱室		
	1平方メートルまでごと1月につき	2,400 円
カ 自動販売機		
	1平方メートルまでごと1月につき	2,400 円

事務室等の料金	1平方メートルまでごと1月につき	570 円
目的外料金	(1) 泊ふ頭旅客ターミナルビル用地 1平方メートルまでごと1月につき	190 円
	(2) 泊ふ頭駐車場ビル用地 1平方メートルまでごと1月につき	120 円
緑地料金	波の上緑地管理棟店舗	
	1平方メートルまでごと1月につき	1,860 円
駐車場料金 (専用使用)	(1) 明治橋駐車場 普通自動車1台 1月につき	12,000 円
	(2) 三重城小型船だまり駐車場 普通自動車1台 1月につき	3,000 円
	(3) その他駐車場 普通自動車1台 1月につき	8,000 円
船具倉庫料金	船具倉庫 1戸 1月につき	5,200 円
船保管施設料金	三重城小船溜	
	(1) 小型(総トン数 15トン未満) 1月につき	4,000 円
	(2) 大型(総トン数 15トン以上) 1月につき	8,500 円

備考

外国航路の運航に従事する船舶については、上記表により算定した額とする。

別表第1 緑地料金（運動会、集会、展示会その他営利を伴わないものを行うとき）

区分	9時～13時	13時～17時	17時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
運動会、集会その他これらに類する行為をする場合	2円	2円	3円	3円	4円	5円
展示会その他これに類する行為をする場合	3円	3円	6円	6円	9円	12円

備考

1 この表にかかわらず、野球、ソフトボール、サッカー等の目的で、浦添ふ頭南緑地(A)を使用する場合は、管理者が定める区分による浦添ふ頭南緑地(A)多目的広場B及びCを一面とみなし、1時間あたり1,000円とする。

2 この表にかかわらず、グラウンドゴルフ等の目的で、若狭海浜公園、新港ふ頭中央緑地、新港ふ頭東緑地、浦添ふ頭南緑地(A)、浦添ふ頭南緑地(B)、及び波の上緑地を使用する場合は、管理者が定める区分による次の各号について、それぞれ、1回2時間あたり1,000円とする。

- (1) 若狭海浜公園北側
- (2) 新港ふ頭中央緑地中央側及び東側
- (3) 新港ふ頭東緑地芝生広場
- (4) 浦添ふ頭南緑地(A)多目的広場A又はD
- (5) 浦添ふ頭南緑地(B)芝生広場
- (6) 波の上緑地西突堤広場